

第三十二回 参議院社会労働委員会會議録第九号

昭和三十四年二月十日(火曜日)午前十一時三十九分開会

出席者は左の通り

理事

勝保 稔君

柴田 栄君

木下 友敬君

常岡 一郎君

委員

草葉 隆園君

有馬 英二君

紅露 みつ君

齋藤 昇君

谷口弥三郎君

西田 信一君

横山 フク君

片岡 文重君

藤田藤太郎君

山下 義信君

竹中 恒夫君

衆議院議員

田口長治郎君

山下 春江君

北條 秀一君

國務大臣

坂田 道太君

政府委員

厚生大臣官房長 森本 潔君

厚生大臣官 山本 正淑君

房会計課長 尾村 偉久君

厚生省公衆 衛生局長 小澤 龍君

厚生省医務局長

理事

常任委員 増本 甲吉君

会専門員

事務局長 河野 鎮雄君

厚生省薬務局長 高田 正巳君

厚生省児童局長 高田 浩運君

厚生省引揚 援護局長

理事(木下友敬君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

未帰還者に関する特別措置法案を議院提出)

社会福祉事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本日の会議に付した案件

○未帰還者に関する特別措置法案(衆議院提出)

○理事(木下友敬君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

未帰還者に関する特別措置法案を議院提出)

社会福祉事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○理事(木下友敬君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

未帰還者に関する特別措置法案を議院提出)

社会福祉事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○衆議院議員(田口長治郎君) ただいま議題となりました未帰還者に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

終戦後、すでに十四年を経過する今日、なお三万三千余名に上る未帰還者があり、しかもその大部分が、現在も生存しているという期待の持てない者ではないかと推測されながらも、依然としてそれらの消息を明らかにし得ない状況にありますことは、ただにそれら関係留守家族の方々のみならず、国民のひとしく痛恨にたえないところであります。

このような未帰還者の調査究明及び帰還の促進については、従来から政府、民間一体となって努力して参りましたが、未帰還者の大部分が、終戦前後の混乱期にその消息を断つた者であることを考えますと、いかに調査を徹底的に行い、なほお状況を明らかにすることのできない者も多いのではな

いかと思われるのであります。

国会においても、従来からしばしばその問題について調査、検討を進めて参つたのであります。結論としては、このような未帰還者に関しましては、最終的戸籍処理を、国が、裁判手続によつて行うことが妥当であると考えられ、また、留守家族の希望に沿うことでもあると思われまので、この際、国が所要の手続を講じ、その結果死亡したものとみなされる者の遺族には、できる限りの援護がなされるべきであると考え、この法案を提出することとした次第であります。

以下、この法案の概要について御説明いたします。

まず第一に、厚生大臣は、調査の結果に基いて未帰還者が終戦後の混乱期及びこれに引き続く時期において死亡したのではないかとと思われる者であると認める場合には、民法第三十条の宣告の請求を行ふこととしたこととあります。なお、この請求をする場合には、厚生大臣は、留守家族の意向を尊重して行わなければならないこととし、また、この厚生大臣の請求に基く民法第三十条の宣告を、この法案では戦時死亡宣告と呼ぶこととしております。

第二に、未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、その遺族に対し、弔慰料を支給することとし、その額は三万円、ただし、その未帰還者に関し、恩給法による公務扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金、遺族給付金等を受ける権利を取得した者に對しては二万円としたこととあります。

第三に、終戦後の混乱期及びこれに引き続く時期において死亡したのではないかとと思われる未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用については原則として公務によつて死亡したものとみなして、それぞれの法律の規定による処遇を与えることとしたこととあります。

第四に、未帰還者留守家族等援護法に規定する留守家族手当または特別手当は、本年八月一日以後は、過去七年以内に生存資料のない未帰還者の留守家族には支給されないこととされておりますが、この期間を、未帰還調査の現状にかんがみ、さらに三年延長することとしたこととあります。

その他、時効、弔慰料の免税、実施機関等所要の事項を規定しておりますが、この法律により昭和三十四年度において戦時死亡宣告がなされる件数は約五千件、これに要する経費は留守家族等援護費のワク内で処理できるものと見込んでおります。

以上が、この法案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○理事(木下友敬君) 次に、本案の細部について御説明を願います。

○衆議院議員(山下春江君) ただいま委員長から提案理由の御説明がありました法案につきましては、衆議院におきまして小委員会を作り、その小委員会で自民党と社会党で共同で審議をいたしました。法案の内容について逐条御説明を申し上げます。

第一条は、この法律の目的を規定し、第二条には、民法第三十条の宣告の請求等の特例として、国が調査究明しても、なお、その状況を明らかにすることができない未帰還者のうち、終戦直後の混乱期及びこれに引き続く時期において死亡したのではないかとと思われる者であるとする場合には、留守家族にかわつて厚生大臣も民法第三十条の宣告の請求ができることを規定いたしました。その請求をいたした場合は、厚生大臣は留守家族の意向を尊重して行わなければならないこととし、また、厚生大臣の請求による民法第三十条の宣告は、他の一般の宣告と區別し、戦時死亡宣告と呼ぶこととした。

第三条、第四条、第五条、第六条には、それぞれ弔慰料の支給とか、支給を受けるべき遺族の範囲やその順位及び弔慰料の額を規定いたしました。要するに、未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、その遺族に対して弔慰料を支給することとした。その額は

上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○衆議院議員(山下春江君) ただいま委員長から提案理由の御説明がありました法案につきましては、衆議院におきまして小委員会を作り、その小委員会で自民党と社会党で共同で審議をいたしました。法案の内容について逐条御説明を申し上げます。

第一条は、この法律の目的を規定し、第二条には、民法第三十条の宣告の請求等の特例として、国が調査究明しても、なお、その状況を明らかにすることができない未帰還者のうち、終戦直後の混乱期及びこれに引き続く時期において死亡したのではないかとと思われる者であるとする場合には、留守家族にかわつて厚生大臣も民法第三十条の宣告の請求ができることを規定いたしました。その請求をいたした場合は、厚生大臣は留守家族の意向を尊重して行わなければならないこととし、また、厚生大臣の請求による民法第三十条の宣告は、他の一般の宣告と區別し、戦時死亡宣告と呼ぶこととした。

第三条、第四条、第五条、第六条には、それぞれ弔慰料の支給とか、支給を受けるべき遺族の範囲やその順位及び弔慰料の額を規定いたしました。要するに、未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、その遺族に対して弔慰料を支給することとした。その額は

上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○衆議院議員(山下春江君) ただいま委員長から提案理由の御説明がありました法案につきましては、衆議院におきまして小委員会を作り、その小委員会で自民党と社会党で共同で審議をいたしました。法案の内容について逐条御説明を申し上げます。

第一条は、この法律の目的を規定し、第二条には、民法第三十条の宣告の請求等の特例として、国が調査究明しても、なお、その状況を明らかにすることができない未帰還者のうち、終戦直後の混乱期及びこれに引き続く時期において死亡したのではないかとと思われる者であるとする場合には、留守家族にかわつて厚生大臣も民法第三十条の宣告の請求ができることを規定いたしました。その請求をいたした場合は、厚生大臣は留守家族の意向を尊重して行わなければならないこととし、また、厚生大臣の請求による民法第三十条の宣告は、他の一般の宣告と區別し、戦時死亡宣告と呼ぶこととした。

第三条、第四条、第五条、第六条には、それぞれ弔慰料の支給とか、支給を受けるべき遺族の範囲やその順位及び弔慰料の額を規定いたしました。要するに、未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、その遺族に対して弔慰料を支給することとした。その額は

上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○衆議院議員(山下春江君) ただいま委員長から提案理由の御説明がありました法案につきましては、衆議院におきまして小委員会を作り、その小委員会で自民党と社会党で共同で審議をいたしました。法案の内容について逐条御説明を申し上げます。

第一条は、この法律の目的を規定し、第二条には、民法第三十条の宣告の請求等の特例として、国が調査究明しても、なお、その状況を明らかにすることができない未帰還者のうち、終戦直後の混乱期及びこれに引き続く時期において死亡したのではないかとと思われる者であるとする場合には、留守家族にかわつて厚生大臣も民法第三十条の宣告の請求ができることを規定いたしました。その請求をいたした場合は、厚生大臣は留守家族の意向を尊重して行わなければならないこととし、また、厚生大臣の請求による民法第三十条の宣告は、他の一般の宣告と區別し、戦時死亡宣告と呼ぶこととした。

第三条、第四条、第五条、第六条には、それぞれ弔慰料の支給とか、支給を受けるべき遺族の範囲やその順位及び弔慰料の額を規定いたしました。要するに、未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、その遺族に対して弔慰料を支給することとした。その額は

上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○衆議院議員(山下春江君) ただいま委員長から提案理由の御説明がありました法案につきましては、衆議院におきまして小委員会を作り、その小委員会で自民党と社会党で共同で審議をいたしました。法案の内容について逐条御説明を申し上げます。

第一条は、この法律の目的を規定し、第二条には、民法第三十条の宣告の請求等の特例として、国が調査究明しても、なお、その状況を明らかにすることができない未帰還者のうち、終戦直後の混乱期及びこれに引き続く時期において死亡したのではないかとと思われる者であるとする場合には、留守家族にかわつて厚生大臣も民法第三十条の宣告の請求ができることを規定いたしました。その請求をいたした場合は、厚生大臣は留守家族の意向を尊重して行わなければならないこととし、また、厚生大臣の請求による民法第三十条の宣告は、他の一般の宣告と區別し、戦時死亡宣告と呼ぶこととした。

第三条、第四条、第五条、第六条には、それぞれ弔慰料の支給とか、支給を受けるべき遺族の範囲やその順位及び弔慰料の額を規定いたしました。要するに、未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、その遺族に対して弔慰料を支給することとした。その額は

上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○衆議院議員(山下春江君) ただいま委員長から提案理由の御説明がありました法案につきましては、衆議院におきまして小委員会を作り、その小委員会で自民党と社会党で共同で審議をいたしました。法案の内容について逐条御説明を申し上げます。

第一条は、この法律の目的を規定し、第二条には、民法第三十条の宣告の請求等の特例として、国が調査究明しても、なお、その状況を明らかにすることができない未帰還者のうち、終戦直後の混乱期及びこれに引き続く時期において死亡したのではないかとと思われる者であるとする場合には、留守家族にかわつて厚生大臣も民法第三十条の宣告の請求ができることを規定いたしました。その請求をいたした場合は、厚生大臣は留守家族の意向を尊重して行わなければならないこととし、また、厚生大臣の請求による民法第三十条の宣告は、他の一般の宣告と區別し、戦時死亡宣告と呼ぶこととした。

第三条、第四条、第五条、第六条には、それぞれ弔慰料の支給とか、支給を受けるべき遺族の範囲やその順位及び弔慰料の額を規定いたしました。要するに、未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、その遺族に対して弔慰料を支給することとした。その額は

三万円としたのでございます。ただ、しかし、恩給法による公務扶助料とか、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金や遺族給与金などを受ける者に対しては、それぞれ五万円の手慰金または三万円の特別手慰金などが支給されることでもありますので、これらの場合については、手慰料は二万円でごしんばらをお願いいたしますのであります。

第七条は、同順位の遺族が数人ある場合、また、第八条は手慰料の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合などはどうするかを規定しております。

第九条は、一たん支給いたしました手慰料は、その後、たとえば御本人が生きていられることがわかって、戦時死亡宣告を取り消しが行われた場合におきましても、返還しないことができるとしております。

第十条は、時効の規定であります。第十三条第二項に規定してありますように、手慰料は遺族の請求により行われることになり、三年間請求をしない場合は権利は消滅することになります。

また、譲渡の禁止や免税等については第十一条及び第十二条にそれぞれ規定いたしました。

次に第十三条は、少し込み入っておりますが、要するに、未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、もしその者が、恩給法もしくは戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用を受ける者である場合は、原則として公務によって死亡したものとみなして、それぞれの法律の規定による処遇を与えようというのであります。

なお、第四欄には、便宜上死亡したものとみなす日をそれぞれ規定しておりますが、それは戦傷病者戦没者遺族等援護法あるいは改正恩給法を最初から適用することを明らかにしたものであります。審判によって死亡したものとみなされる人は違ふことを御承知をお願いいたします。

また、本法は、生死の分明でないものについて適用されるものであります。関係から、その後、その者の状況が分明になった場合等についても規定しておくこととしたのであります。

第十四条は、実施機関を都道府県知事にするものについて、また、沖縄地域についても適用するために第十五条を設け、第十六条には、厚生省令への委任を規定いたしました。

最後に、附則において、本法の施行期日を本年四月一日からと定め、また、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正して、さらに本年八月一日から三年間引き続いて留守家族手当を支給し得ることとし、また、戦時死亡宣告を受けた一般邦人に対しては本法による三万円の手慰料のほか、遺族給付金を支給するよう、引揚者給付金等支給法の一部を改正する等の処置をいたした次第であります。

○理事(木下友敬君) 御質疑を願います。

○山下義信君 この法案は、多年の懸案でありましたものを衆議院の方で両院が御心配いただいて共同提案していただいたわけですが、いろいろ御心配にあずかったことに対して厚く感謝いたします。

まだ実は詳細に拝見していないのでありますが、御提案の理由を今承わつて、また、山下委員の詳細な御説明を承わつたのでありますが、こういう感じにするのであります。大体、戦時死亡宣告の手続をされた方々の立場を非常に尊重されまして、できるだけ丁寧なお取扱いをしようという御趣旨、それでお取扱いの御趣旨はいわば、具体的に言えば、公務死亡の取扱いは、具体的に言え、公務死亡の取扱いは、それに伴連の諸規定がそれなされてある。ただ、まだ私がつまびらかにいたしませんのは、せつか戦時死亡宣告を受けた方々の扱いは公務死亡の格でお取扱いなさろうという御趣旨でありながら、そこに若干の差等をお設けになりました、たとえば手慰金のごときも、その表現も手慰料というより表現をお用いになる。

扶助料は別といたしまして、手慰金のごとき性格のもので、しかも公的に支給されるもので手慰料というより名目には、私の記憶では他になかったように思われ、私に手慰料というより名目になさらずに手慰料というより名目になされたのか、その御趣旨が、その御意味が察しかねるのであります。また、せつかく丁重にお取扱いになろう、すなわち、公務死亡の格でお取扱いになろうとして、戦傷病者遺族の手慰金に準ら、なおまた、そのお取扱いをいたしかねるような一階段を設けて二万円というより差額をどうしてお設けになりましたのかということが了解しかねるのであります。三万円という手慰金

は、軍人の場合の五万円の手慰金に比べて差額をつけたときにすらも議論があつたのであります。本来手慰金というより性格のものは差額をつけることは非常に不合理なものであります。恩給の金額とかあるいは扶助料の金額等、もとの所得を基準にして算定をいたしますような性格のものは差額があるのが当然であります。手慰金というものがごとき性格のものは、階級を問わず、もとの所得を問わず、すべて一律に支給されるのが合理的である。私は考えるのがこれが合理的である。戦傷病者遺族援護法等において三万円の手慰金という差額を設けましたときも、お互いに論争いたしました。当財源の都合がまんをいたしたのであつて、軍人よりは準軍属が一段下である、準軍属よりはこの留守家族援護法で今回処置された戦時死亡宣告者が一段下であるという、かくのごとき死者の取扱いに差等を設けて、手慰に差等があることはきわめて不合理な話でありまして、こういう際にこそ是正に努力を賜わらるべきであると思つて、この手慰金は私どもから申し上げるならば、今日ここに立つて手慰金を差し上げるといふことを考へても、五万円といたしてもなお多しとしない。何を遠慮なされて三万円となされたか。ことに一般的に公務死亡の扱いをしてやろうといふならば、その中で、またそれから一段と落ちるものを、扱い方の下るものを作つて二万円というがごとき、はなはだ固として、俗言で申しますれば、しみつたれたような取扱いをなされる、みみっちいお計らいをなされたといふことは、せつかく

は、軍人の場合の五万円の手慰金に比べて差額をつけたときにすらも議論があつたのであります。本来手慰金というより性格のものは差額をつけることは非常に不合理なものであります。恩給の金額とかあるいは扶助料の金額等、もとの所得を基準にして算定をいたしますような性格のものは差額があるのが当然であります。手慰金というものがごとき性格のものは、階級を問わず、もとの所得を問わず、すべて一律に支給されるのが合理的である。私は考えるのがこれが合理的である。戦傷病者遺族援護法等において三万円の手慰金という差額を設けましたときも、お互いに論争いたしました。当財源の都合がまんをいたしたのであつて、軍人よりは準軍属が一段下である、準軍属よりはこの留守家族援護法で今回処置された戦時死亡宣告者が一段下であるという、かくのごとき死者の取扱いに差等を設けて、手慰に差等があることはきわめて不合理な話でありまして、こういう際にこそ是正に努力を賜わらるべきであると思つて、この手慰金は私どもから申し上げるならば、今日ここに立つて手慰金を差し上げるといふことを考へても、五万円といたしてもなお多しとしない。何を遠慮なされて三万円となされたか。ことに一般的に公務死亡の扱いをしてやろうといふならば、その中で、またそれから一段と落ちるものを、扱い方の下るものを作つて二万円というがごとき、はなはだ固として、俗言で申しますれば、しみつたれたような取扱いをなされる、みみっちいお計らいをなされたといふことは、せつかく

は、軍人の場合の五万円の手慰金に比べて差額をつけたときにすらも議論があつたのであります。本来手慰金というより性格のものは差額をつけることは非常に不合理なものであります。恩給の金額とかあるいは扶助料の金額等、もとの所得を基準にして算定をいたしますような性格のものは差額があるのが当然であります。手慰金というものがごとき性格のものは、階級を問わず、もとの所得を問わず、すべて一律に支給されるのが合理的である。私は考えるのがこれが合理的である。戦傷病者遺族援護法等において三万円の手慰金という差額を設けましたときも、お互いに論争いたしました。当財源の都合がまんをいたしたのであつて、軍人よりは準軍属が一段下である、準軍属よりはこの留守家族援護法で今回処置された戦時死亡宣告者が一段下であるという、かくのごとき死者の取扱いに差等を設けて、手慰に差等があることはきわめて不合理な話でありまして、こういう際にこそ是正に努力を賜わらるべきであると思つて、この手慰金は私どもから申し上げるならば、今日ここに立つて手慰金を差し上げるといふことを考へても、五万円といたしてもなお多しとしない。何を遠慮なされて三万円となされたか。ことに一般的に公務死亡の扱いをしてやろうといふならば、その中で、またそれから一段と落ちるものを、扱い方の下るものを作つて二万円というがごとき、はなはだ固として、俗言で申しますれば、しみつたれたような取扱いをなされる、みみっちいお計らいをなされたといふことは、せつかく

は、軍人の場合の五万円の手慰金に比べて差額をつけたときにすらも議論があつたのであります。本来手慰金というより性格のものは差額をつけることは非常に不合理なものであります。恩給の金額とかあるいは扶助料の金額等、もとの所得を基準にして算定をいたしますような性格のものは差額があるのが当然であります。手慰金というものがごとき性格のものは、階級を問わず、もとの所得を問わず、すべて一律に支給されるのが合理的である。私は考えるのがこれが合理的である。戦傷病者遺族援護法等において三万円の手慰金という差額を設けましたときも、お互いに論争いたしました。当財源の都合がまんをいたしたのであつて、軍人よりは準軍属が一段下である、準軍属よりはこの留守家族援護法で今回処置された戦時死亡宣告者が一段下であるという、かくのごとき死者の取扱いに差等を設けて、手慰に差等があることはきわめて不合理な話でありまして、こういう際にこそ是正に努力を賜わらるべきであると思つて、この手慰金は私どもから申し上げるならば、今日ここに立つて手慰金を差し上げるといふことを考へても、五万円といたしてもなお多しとしない。何を遠慮なされて三万円となされたか。ことに一般的に公務死亡の扱いをしてやろうといふならば、その中で、またそれから一段と落ちるものを、扱い方の下るものを作つて二万円というがごとき、はなはだ固として、俗言で申しますれば、しみつたれたような取扱いをなされる、みみっちいお計らいをなされたといふことは、せつかく

は、軍人の場合の五万円の手慰金に比べて差額をつけたときにすらも議論があつたのであります。本来手慰金というより性格のものは差額をつけることは非常に不合理なものであります。恩給の金額とかあるいは扶助料の金額等、もとの所得を基準にして算定をいたしますような性格のものは差額があるのが当然であります。手慰金というものがごとき性格のものは、階級を問わず、もとの所得を問わず、すべて一律に支給されるのが合理的である。私は考えるのがこれが合理的である。戦傷病者遺族援護法等において三万円の手慰金という差額を設けましたときも、お互いに論争いたしました。当財源の都合がまんをいたしたのであつて、軍人よりは準軍属が一段下である、準軍属よりはこの留守家族援護法で今回処置された戦時死亡宣告者が一段下であるという、かくのごとき死者の取扱いに差等を設けて、手慰に差等があることはきわめて不合理な話でありまして、こういう際にこそ是正に努力を賜わらるべきであると思つて、この手慰金は私どもから申し上げるならば、今日ここに立つて手慰金を差し上げるといふことを考へても、五万円といたしてもなお多しとしない。何を遠慮なされて三万円となされたか。ことに一般的に公務死亡の扱いをしてやろうといふならば、その中で、またそれから一段と落ちるものを、扱い方の下るものを作つて二万円というがごとき、はなはだ固として、俗言で申しますれば、しみつたれたような取扱いをなされる、みみっちいお計らいをなされたといふことは、せつかく

は、軍人の場合の五万円の手慰金に比べて差額をつけたときにすらも議論があつたのであります。本来手慰金というより性格のものは差額をつけることは非常に不合理なものであります。恩給の金額とかあるいは扶助料の金額等、もとの所得を基準にして算定をいたしますような性格のものは差額があるのが当然であります。手慰金というものがごとき性格のものは、階級を問わず、もとの所得を問わず、すべて一律に支給されるのが合理的である。私は考えるのがこれが合理的である。戦傷病者遺族援護法等において三万円の手慰金という差額を設けましたときも、お互いに論争いたしました。当財源の都合がまんをいたしたのであつて、軍人よりは準軍属が一段下である、準軍属よりはこの留守家族援護法で今回処置された戦時死亡宣告者が一段下であるという、かくのごとき死者の取扱いに差等を設けて、手慰に差等があることはきわめて不合理な話でありまして、こういう際にこそ是正に努力を賜わらるべきであると思つて、この手慰金は私どもから申し上げるならば、今日ここに立つて手慰金を差し上げるといふことを考へても、五万円といたしてもなお多しとしない。何を遠慮なされて三万円となされたか。ことに一般的に公務死亡の扱いをしてやろうといふならば、その中で、またそれから一段と落ちるものを、扱い方の下るものを作つて二万円というがごとき、はなはだ固として、俗言で申しますれば、しみつたれたような取扱いをなされる、みみっちいお計らいをなされたといふことは、せつかく

二

○衆議院議員(山下春江君) 山下委員の仰せの点につきまして、私どもが考えておりますのは、手慰金はすでに法で定めておりますので、今回の処置によりまして公務死亡と審判を受けたのは当然その法に基き五万円の手慰金をもらえらるのであります。そうして、その五万円の手慰金をお受け取りになる方の中には、生計依存規定等がございまして、今日まで留守家族手当ももらわぬ、あるいは何の手当ももらわぬという遺族もあつたのであります。その方は、今回宣告を受けられますと、すみやかな機会に、それぞれの期限にさかのぼつて、まとめ恩給を受け取られることになるのであります。それから軍属の方々、特別手慰金三万円をおもらいになる方も、そのような処遇が受けられるわけでございます。そこで、しみつたれたと仰せられればその通りでございますが、とにかくその通りでございますが、際受けられるお方々に対しては、まことに御気の毒でございます。長い間お気の毒でございます。一種の手慰金の意を表するお金は二万円のごしんばら願つて、そのほかに、一般邦人という、留守家族手当ももらつていなかった、それから今度この審判が決定

○衆議院議員(山下春江君) 山下委員の仰せの点につきまして、私どもが考えておりますのは、手慰金はすでに法で定めておりますので、今回の処置によりまして公務死亡と審判を受けたのは当然その法に基き五万円の手慰金をもらえらるのであります。そうして、その五万円の手慰金をお受け取りになる方の中には、生計依存規定等がございまして、今日まで留守家族手当ももらわぬ、あるいは何の手当ももらわぬという遺族もあつたのであります。その方は、今回宣告を受けられますと、すみやかな機会に、それぞれの期限にさかのぼつて、まとめ恩給を受け取られることになるのであります。それから軍属の方々、特別手慰金三万円をおもらいになる方も、そのような処遇が受けられるわけでございます。そこで、しみつたれたと仰せられればその通りでございますが、とにかくその通りでございますが、際受けられるお方々に対しては、まことに御気の毒でございます。長い間お気の毒でございます。一種の手慰金の意を表するお金は二万円のごしんばら願つて、そのほかに、一般邦人という、留守家族手当ももらつていなかった、それから今度この審判が決定

いたしましたも何ら処遇のワクにはま
らないという方もおられるのでござい
ます。そのお方々に対しては、あとう
限りのお慰めをいたしたいという気持
で、自民党、社会党共同して非常な努
力を重ねて参ったのでありますが、衆
議院の引揚委員会におきまして、この
一般邦人を処遇するには、お慰め金
を三万円ぐらゐ上げることにしようで
はないかというのをかねがね決議い
たしたことが二回もございまして、か
つて、政府提案の場合に、これはひと
く二万円に上っておりますが、私ども
はそういうこともらみ合せて、いか
にもこれで最後になるお方々に対して
同額という事は忍びないと思いまし
て、努力を重ねまして、これで打ち切り
になられる一般邦人の方々に對して、三
万円という差等をむしろどうかしてつ
けたいと思つて努力して実はつけまし
たことで、法的に今の御疑問が
ありになることもよくわかりますが、私
どもはそれ以上に、これでもう留守家
族のメンバーから離れておしまいにな
る方々に対して、あとう限りのあたた
かいお慰めをいたしたいというので差
等がつかまつたのでございまして、私
どももいたしましては、むしろこの差
等をできるだけ大幅につけたいと思つ
たのが二万円と三万円ということにな
つたような次第でございます。その
点一つ御察察を賜りたいと思います
が、なお、私の申し上げることで足ら
ざる点は、社会党の北條さんからも補
足さしていただきたいと思います。

○山下義信君 そりすると、宣告を受
けると予想される者が約五千件ぐらゐ
と御説明がございましたが、五千件の
中に、恩給法の適用を受ける者、援護法
の適用を受ける者、いずれの法律の適
用も受けられない、つまり、言うと弔
慰料三万円を受けるという者の、およ
その推定はあるのでございませうか。

○衆議院議員(山下春江君) 所要の手
続を経なければなりませんので、ここ
で明確な数字は申し上げられませ
んが、大体推定いたすところでは、半分
半分ぐらゐではないかと存じておりま
す。

○山下義信君 私の遺憾に思います
点はやはり依然として残るのでありま
して、御趣旨を承りまして了とする
面もありませんが、やはり私の遺憾と思
います点もやはり残るのでありまし
て、言葉をかえて申しますと、いまし
て、七万円の弔慰金並びに弔慰料を受
ける者、五万円の弔慰金並びに弔慰料を受
ける者、ただ三万円の弔慰料で済ま
されてしまふ者、こういふふうになん
ん格差が広がつてくるのでございま
すね。それがしかも、この法律の適用を
受けようとする者の半数に及ぶとい
うことになりまます、はなはだお取
扱ひが不十分なやうな感じが依然とし
て残るのであります。私が最初に申し
上げた軍人の弔慰金、準軍属の弔
慰金、同じやうな扱ひにしたらどうか
ということを伺つたのでありまし
た、それと同じ感じの点も依然とし
て残る。三万円と二万円という御苦心の
点がありましても、いずれの法律の適
用も受けられない対象者というものは、や
はりそこに非常な差がつけられてあ
る。これは、ただ、国としては、何ら
の扱ひをしない、ただ今ごろ死んだと
いう認定をするなら、気の毒だといつ
てつかみ金を三万円ぐらゐれるといふだけ
のことなんだ。恩給法の適用を受ける

者、援護法の適用を受ける者と比較す
ると、多々ありますその取扱ひの開き
が生じてくる。せつかく法律をお作り
になりますので、この法律自体
が援護法と同様の法律である、この法
律自体が恩給法とほとんど同様のよう
な法律をお作りになれば、恩給法の適
用を受けざる者、援護法の適用を受け
ざる者の特別法によつて、何も戦時災
害に該当しなくても、何も戦時中の死
亡に該当しなくても、そりいうきびし
い条件でなくても、すべて今日戦時死
亡宣告を受ける者は軍人並びに準軍属
に準ずる扱ひをこの法律でおとりにな
れば、私は、国のあたたかい気持が十
分通ずるのではなかつたらうかとい
う気持がする。

○衆議院議員(山下春江君) 私、先ほ
ど逐条で申し上げましたので落しまし
たのでございまして、今の三万円を差し
上げるケースに對しましては、引揚者給
付金の法律を改正いたしまして、その三
万円をお受けになる一般邦人には遺族
給付金を二万八千円を五カ年間差し上
げるといふふうな給付金の法律を
同時に直すことにいたしました。……
ちよつと今のところで五カ年間は間違
いました。二万八千円を別に差し上げ
る。遺族援護法及び恩給法の恩給を受
ける方にはそれは差し上げないのでご
ざいませうが、三万円を打ち切られる方
には、給付金を二万八千円を併給いた
しまして、五万八千円を差し上げるよ
うに關係法律をこの際この法律で修正
をいたしております。

○山下義信君 援護局長、事務的に一
つ説明して下さい。三万円の弔慰料を
受ける者と、二万円の弔慰料を受
ける者、恩給法、援護法の適用を受
ける者、もう一度まとめて事務的な説明
をして下さい。

○政府委員(河野鎮雄君) 戦時死亡宣
告を受けました場合の弔慰金との關係
でございますが、遺族援護法に定めま
す五万円ないし三万円の弔慰金は一律
に出ることになっております。遺族援
護法に該当しない方につきましては、
引揚者給付金の法律で二万八千円の遺
族給付金が出ることに。そのほか
に、長年不明確な状態に置かれ、最後
の段階において不明確のまま最終的な
処理を行わなければならないやうな状
態に置かれた方々でございます。その
ほかに、特に弔慰の意を表するとい
うことで弔慰料をプラスして出すよ
うにいたしているというのがたまたま御
提案になっております趣旨と承知いた
しておるわけでございます。それによ
りまして、今申し上げました弔慰金あ
るいは遺族給付金のほかにプラスいた
しまして、軍人軍属等につきましては
二万円、一般邦人につきましては三万
円という弔慰料がプラスされて支給さ
れる、こういふことになっておりま
す。

○山下義信君 私は法律を見ないで大
体何ておる。その方が腹に入りや
すい。法律を読むとわからなくなる。
それで何の御説明が、従つて、引揚者
の給付金の法律のことも記憶があいま
いですから、今の御説明でだいたいわ
かつたのですが、そりすると、この第
六条で三万円の弔慰料を受取る人、こ
れは恩給法も援護法も適用を受けな
い。三万円ずつと給与される。その方
は恩給や援護法によるものは受けませ
んが、引揚者の給付金の法律で死亡弔
慰金二万八千円、それを受取るのです

が、そりすると合せて五万八千円にな
る。その点はわかりました。そりする
と、遺族援護法の適用を受ける者は
幾ら弔慰金をもらうのですか。

○政府委員(河野鎮雄君) 遺族援護
法の關係はございませぬ。遺族援護法
でどういふ処遇をされるかによつて弔
慰金の方が、あるいは弔慰料の方が変
るといふことはございませぬ。

○山下義信君 もう一度繰り返して説
明して下さい。遺族援護法の適用を
受ける者は弔慰金の關係はないのです
か。そりすると、その引揚者給付金の
弔慰金の關係はどうなんでしょうか。結局
この二万円を受取る人の弔慰金の關係
はどれとどれとをもらうのですか。こ
の二万円だけですか。引揚者援護法の
關係がない。あの弔慰金は關係がない
ということになると、あの三万円はな
いのですか。その辺の、二万円を受
取る人の弔慰金の關係はどれとどれがも
らうのですかといふことをお伺いま
す。

○政府委員(河野鎮雄君) 遺族援護法
とはかとの關係が出て参りますのは、
恩給法に基き公務扶助料、あるいは遺
族援護法に基き遺族年金、こ
ういふものとの調整の問題だけが出て
参るわけでございます。弔慰金、弔慰
料、遺族給付金、これは遺族援護法、
留守家族援護法でどういふ処遇を受け
ておつたかといふことは一切無關係
になるわけでございます。

○山下義信君 だいたいわかりまし
たが、まだ少しわかりませぬ。あの弔慰
金の關係だけ言つてみて下さい。三万
円の弔慰料を受取る者は他の弔慰金と
の關係は先ほどの御説明でわかつた。
二万円の弔慰料を受取る者の他の弔

慰金との関係は、他に受くべき弔慰金があるかないかというところをおっしゃっていただければわかるのですが。

○政府委員(河野鎮雄君) 二万円弔慰料を受けます者は、恩給法に基く公務扶助料、それから遺族援護法に基く遺族給付金を受けられるような方々、こういう方々でございまして、具体的に申し上げると、軍人、軍属でございまして、五万円弔慰金と二万円弔慰金が出るわけです。軍属につきましても、三万円弔慰金と二万円弔慰金と二万円弔慰金と二万円弔慰金と二万円弔慰金の遺族給付金、こういうことになりまして。

○山下義信君 わかりました。やはり私のお尋ねした通りなんです。ですから、軍人の場合は七万円弔慰金並びに弔慰料となり、軍属の場合には五万円弔慰金並びに弔慰料となり、それでない者は三万円弔慰料と、それから先般お作りになりました引揚者給付金等の法律によりまして、合計五万円弔慰金並びに弔慰料ということになり、そこにおお若干の差額、ことに五万円と五万円八千円、八千円の差額がつくということが説明がつかないような気がするのです。これは自然にそりう差額が、今の引揚者給付金の方が二万円八千円になっている。だからこうなつたのでしよう。

○衆議院議員(北條秀一君) 私の山下委員の御質問に対する説明も、山下委員及びその他の委員の皆さんの十分な御了承を得ることができないかと考えます。しかし、これはありていに申しますと、山下委員の言われるように、そういった基本方針のもとにすべてのも

のを処理すべきが当然であると思つておりますが、しかし、現在の何と言いますか、政治組織と言いますか、そういうものからして、どうしても理想的にものが運べないというところに私は永久に解決できない問題が残つてくると思つております。そこで、今お話しになりましたように、弔慰料三万円に、一般邦人の場合は、さきに成立いたしました引揚者給付金等支給法に基きまして、これは御承知のように、十八才未満は七千円、十八才以上は一万五千元、三十才以上は二万円、五十才以上は二万円八千円、こういう給付金が支給されるわけでありまして、そこで、今回、こういったきわめてお気の毒な人たちに對して、この法律に基いて弔慰料を差上げようというふうに考へて措置をしようとしておられるわけでありまして、基本的には弔慰料に差をつけるという考へは毛頭ございせん。そこでいろいろと論議されまして結果、結局考へ方としては弔慰料二万円、しかし、何も他に恩給法でありまして、留守家族援護法によつて給付を受けたいという人の立場はあまりにも気の毒であるので、わずかであるけれども、一万円をよけい差上げよう。こういう觀念に立つておる。こういうふうな御理解願いたい。従いまし

て、今回の、もう一つ申し上げたいのは、先ほど言いました引揚者給付金等支給法には年令の差がありますが、この法律によつて支給法を改正いたしました、十八才未満の人はほとんど問題になりませんから、十八才以上の人、これは三万三千人の中でありまして、従つて、それらの人たちに対しては一律に二万円八千円、年令によらない、

こういふことで基本法を変えていこう、こういう考へでおるわけでありまして、その点を十分ではありませうが、特に御了承いただければ幸いですと思つております。

○山下義信君 金のことは、二千元、三千元の差は、まあ大体同じようなものじゃないか。大ざっぱといへば大ざっぱですがね。しかし、國が支給する給付に關することは、一銭一厘といへども正確に交付をしなければならぬのであつて、大体このくらいでよからうというふうなことは、すべて公務員の給付であつても、すべてこのくらい國が給付するものは、額が合理的で、たとえ千円の差があつても、千円の差をつける理由、五万円と五万円八千円、トータルにおいて八千円の差ができれば、この八千円の合理性ということ考へなければならぬことであつて、ことにダブつてもよろしいものは弔慰料が少くてもよからうというふうな考へ方は、これは非常なる下賤なものの考へ、非常に低い考へ方であつて、私が言うように、弔慰金とか弔慰料というものは、しかも、喪長屋の者同士の交際の香典とは違ふのであつて、國が出すべき弔慰金、弔慰料というものは、敵として深い意義のあるものでなくちゃならぬ。この者はこちらの法律でまたもらうのだから、二重取りするのだから金額は少し下げたおいてよからうというふうな考へ方は、それが合理的かどうかというところは、私は考へを要すると思つておる。これはまあ一つこの程度、私としては遺憾の意を表することにとどめておきます。

もう一つは、調査の究明というものはどの程度やつたかということが問題

なんですね。この戦時死亡宣告をした者の取扱ひ、処理をどうするかということが一つの問題点。もう一つの問題点は、言つてもなく、この生死の徹底的調査究明はどの程度行われたか。それからどの程度行われたか。もう一つは、それが歴史的に非常に重大です。そういうことが遺憾なく行われた上で、この措置法案がでなくちゃならぬ。それが遺憾なく行われたということが前提になつて、政府の方へ承るべきかどうか知りませんが、適当に提案者並びに政府調査究明が、実にあつて限り熱心に行われたということ、この國會で御説明がなされなくちゃならない。法律の説明だけじゃなく、その趣旨説明もなく、この法案に付随して不可欠に、必然的に御説明にならなければならぬことは、その生死宣告の徹底的調査究明がかくのごとく行われたということ御説明になる必要は私はあると思つておる。

○衆議院議員(山下春江君) お説の通りでございます。この法律の一番基調である、國の責任において十分なる調査究明を進めていくということがこの法律の基本でございますので、それは私もいたしましては、常に政府を督促いたし、あらゆる方法で調査究明をいたして参つたのでございまして、その調査究明が本年七月の三十一日でその法律が失効いたしますので、本法律におきまして、万が一留守家族が希望しない処理が行われるようなことがあつてはなりませんので、なお、今回の法律で三年間延ばしました。その

三年間、今では御承知のように、世界各国ほとんどが在外公館等もございまして、これらの機能も全力を傾けて動員をいたしまして調査をさせることにするための期間を、三年間延ばしたのでございまして。その間に、その方法等につきましては、衆議院の引揚特別委員会におきましては、政府と常に連絡をとり、政府を督促し今日までやつて参りましたし、今後も責任を、一そこの法律が出ましたので、一その責任を感じて調査究明に全力を傾ける所存でございまして。

○政府委員(河野鎮雄君) 未帰還者の調査につきましては、従来から各方面の御協力を得まして、厚生省といたしましてはできるだけの調査をいたしてきつたつもりでございまして。概略申し上げますと、大体計画的な調査を始めましたのは、引き揚げ等が大体一段落した二十四、五年ごろから、その当時約三十万ぐらいの未帰還者がございまして、ただいま三万あまりに減少しておるわけでございます。大体どういふやり方をしていかと申しますと、まず、國の中におきましては、帰還者が歸つて参りますつど、係官を現地に派遣いたしまして、そこで全員について、これは深い調査はなかなか数が多いのでございまして、困難でございまして、全員について広く調査するといふふうな調査の仕方を第一段階として、それから帰還者の方々がそれぞれ定着地に落ちつかれるわけでございます。その後におきましては、その上陸地における調査等を参酌いたしまして、いろいろ方々に手紙を差上げた

ではないかというふうな方々をねらい

撃ちましたして、通信調査をいたし
ておるわけでございます。昨年まで、
二十五年以降府県を合せまして約三百
万件ぐらゐの通信調査をいたしてお
る。それから次の段階といたしまして
は、通信だけではなかなか十分聴取が
できないというふうな思われま
すので、特に資料を持っておられるとい
うに思われます。いろいろお伺いをして
おるわけでございます。その場合には、
個々においでいただく場合と、十人ま
たは数十人一緒においでいただくとい
ろいろ話を伺うというふうな方法をあ
わせてとっておりませんが、これも累計
といたしまして約二十万人あまりに
上つておるわけでございます。それか
らなかなかおいでいただけぬ方もご
ざいます。そういう方々につきま
しては、こちらからお宅等に
出向いていろいろ事情を伺うとい
うふうな措置をとつておるわけ
でございます。この件数が今まで約
五万件ございます。大体そうい
うな調査をいたしまして、国内の調査
をやつておるわけでございます。そ
のほか、海外につきましてもいろいろ
努力して参つておるわけございま
す。幸いソ連関係におきましては、例
の共同宣言におきまして、調査に協力
をするといふふうな事項が入つてお
ります。まあそういうふうなこともご
ざいますので、ソ連に駐在して
おります大使館にこちらからも
係官を派遣してございます。そ
ういった機関を通じて、向うの情
報を極力集めるように努力をいた
しておるわけでありまして、な
かなか思ふよりいかに点は遺憾の
点があるわけでありまして、ソ連側

努力してくれておるといふことは確
かに認められるところでございま
す。中共地区につきましては、御承知の
ような関係になつておるわけ
でございます。なかなか思ふよ
うに資料が得られませぬ。日赤等
を通じて安否照会をしてお
りますが、これにつきましても若
干の回答は来ておりますが、量的に
いまいとあまり多くはないよう
であります。今後さらに努力を
しなければならぬと、こ
ういふふうなことを考へてお
るわけでございます。

それからさらに南方諸地
域につきましては、大体在外公館
もございまして、これらを通
じて従来も極力調査をされて
おるわけでありまして、ま
た、こゝろいふたような法律
を作らなければならぬとい
うふうな段階にかんがみま
して、昨年設置されました
国内の關係懇談会におきま
して、いろいろ御検討いた
さして、こゝろいふたやうな
特別の措置をとるといふこと
であるから、前提として
できるだけの手を打つべ
きではないかといふふうな
こと、昨秋以来、特別調査
を実施いたしておるわけ
でございます。これも対外的な
調査、国内的調査と両方あ
るわけでありまして、特に北
方におきましては、北方と
申しますか、ソ連、中共地
区を重点といたしまして、
できるだけ広く今までの漏
れを防ぐといふふうな角度
から、できるだけ網を広く
広げて、ほとんど未帰還者
全員の対象といたしまして
調査をしたいといふこと
でございます。ただいま実
施中でございます。またその
結果を得られないのでござ
いまして、まだ一応年度内
ぐらゐに一応の集計をして
みたいといふふうな考へて
おるわけでございます。

時に、また対外的につきま
しても、たとへばソ連地区
につきましては、住所の判
明しております生存未帰還
者がかなりございまして、こ
ういふ人たちが対象といた
しまして、ソ連大使館から
直接通信をいたしまして、
御本人の状況及びそれ以外
に知れている状況を、極力
教えていただくといふふう
なことをいたしております。
まあ中共地区につきま
しては、赤十字から向うの
紅十字会に対して同様の
照会をとつておるわけ
であります。さらに南方に
つきましては、在外公館
を通じて、こちらでリス
トを外務省に差し上げて
まして、これをもちまして、
さらにできるだけ調査を
してもらいたいといふこと
でございます。外務省でも
極力努力いたしてお願
いいたしておるような
次第であります。

以上のような方法により
まして、今後さらに努力を
していきたいと思つてお
るわけでありまして、今
回の法律ができたからとい
つて、未帰還者調査を中
止するといふふうな考
えをいたしておるわけ
ではないと思つておるわけ
でございます。特に留守家
族の手当の延長の措置も
とられておるわけござ
いまして、今後さらに未
帰還者調査の徹底に努
力をしたいと思つてお
ります。

○山下義信君 法案と説明書
の原稿が御配付になつた
だけで、適当な参考資料
もありませんので、こ
れに、たいまつ私がお尋
ねしました、政府が、こ
の生存者の安否究明に
どれだけの努力をいた
して、どういふ成果が
上つたかといふ最近の
データを、一つ資料と
して御提出願ひたい。
私は、この法律案は、

今次戦役の最終のこ
れは始末をつける法律
案でありまして、考
えるといふと、非常
に感銘の深いもの
がある。お互いにこ
の法律案の審議は、
誠意を尽くして
厳密に取り扱
うべきものである
と思つておる。こ
れをただの入念な
取扱いをしなく
ちやならぬ。時
間を入念とい
ふのでなくして、
いろいろなお互
いの心づかいを
この法案の中
に込めな
ならぬ。それで、
今の政府の安
否の究明調査が、
どのような方法
で行われて、ど
のような成果を
上げたか。今の
援護局長の御
説明は、大体的な
数字をあげて、
資料として出
しを願ひたい。
昨年の年末に
行われた国内
調査、私は、そ
の労を多としま
す。この政府の
資料をもつて、
各府県ごとに
調査をせられた
その結果、死亡
確認が、正当に
その消息のわか
つた者がある
いはば、数
百件わかつた
のではないかと
思つておる。そ
ういふものも
数字的な資料
をもつて、最近
こゝろいふ調査
をしたら、こ
ういふ結果が
出たといふこと
は、資料として
お出しを願ひ
たい。こゝろに、
今お話しになり
ました中共関係
が、大部分その
中共関係の調査
は、この数年
来何にも成果
が上つていない。
何にも具体的
なことが行われ
ていない。行
うことができない。
で、中共に
対してもやつ
ておるやうな
ことをおし
やつてもでき
ない。ただ、今
御説明にあつ
たやうに、赤
十字社を通じて
紅十字会に安
否の問い合わせ
のものを、僅
少な件数で
やつておるに
とどまる。そ
れも返事があ
つたかどうか
まづわからな
い。その赤十字
社から紅十字
会に安否を尋
ねたその件数
、その回答が
あつたか、そ
ういふものも
あわせて、

最近の調査状況を
具体的に資料でお
示しを願ひたい。
言うまでもなく、
自他周知のごとく、
生死不明の調査は
お断りするといふ
ことは、従来の中
共の、中国の態
度で、現存者の安
否ならば調べて
あげます、しかし、
これこれの生死
不明者があつた
といふが、ごと
きことを日本政
府が言うことは、
断じて中国をこ
れは中傷するも
のである。そ
ういふことを言
うならば、戦時
中日本で生死不
明になつてお
つた中国人の調
査要求をする
といふことを言
つておる。それ
で、われわれは
生死不明者を知
りたいといふこ
とを言つてお
るけれども、中
国政府が応じな
いといふことは、
自他周知の通り
なんです。せめて
生死のややわか
つた、ことにそ
の安否のかすか
でも手がかりの
ある者は調べて
やらうと、こ
ういふことであ
つたのであ
ります。それ
もひとつ資料
として、一
当局も熱心に
やつておられた
のであろうと思
つておる。そ
ういふやうな
作業の方にお
いては、そ
ういふやうな
要員は漸次減
少して、その
方の事務はだ
んだんしりつ
つほみになり
つた。これは
熱心なやる、
だんだんしま
いになるほど
大規模に手を
広げてやらな
い。しまいに
なるほどが大
切なんです。
私はいの一年、
二年が大切
なんです。私
は、この際衆
議院の引揚
委員長にお
尋ねするが、
フィリピン
のルバング
島に残つて
おる二人の
元日本軍人
が、最近の
新聞紙上を
見ても伝え
られてお
るが、この
二人の元軍
人の生存者
が明確に
ある。この
二人の兵士
をどうして
救い出すか、
どうして日
本に帰還さ
せ

第七部 社会労働委員会會議録第九号 昭和三十四年二月十日 【参議院】

五

五

五

五

るか、いかなる方法をおとりにならうとしておられるか、これは当然山口委員長にもお考えがあらうと思ひます。また、ちやうど御出席でありますから厚生大臣にもお尋ねするが、こゝう一人残つた、二人残つたという人を救出するといふことも大事業なのです。しかるに、政府はだんだん日がたつに従ひ、年がたつに従つてしりつほみになつて、しまひにはあやふやないかげんなことでお茶をにごして暮を下すが、私はそゝういふことはよろしくないと。最後の締めくくりほど全力を尽さなくちやならぬ。どうか資料として御提出を願ひたい。

それから今お尋ねいたしましたフィリピン島のルバング島に現存しておるといふ二名の旧日本兵士をどういふふうにして救出するといふお考えが貴院の方でも御討議になっておるかどうか、政府はそれに対してどういふ手段をおとりになるかどうか。最近の報ずるところでは、何か事件を起してフィリピン政府は、場合によっては射殺してもよろしいといふがごとき布告を出したやに新聞紙に伝えられておりますが、この一名、二名の戦場に残された同胞を救ひ出すといふごとき大きな人道事業に真剣に取り組むこそ、私は何と云うてよろしいか、道義を重んじ、世界に伍して文化の水準も語り得る私は国家であると思ふ。どういふお考えが御座りますか、この機会に承わることができませんれば欣快に存じます。

○衆議院議員(田口長治郎君) たいだいま山下委員からお話のありましたフィリピンの方の二名の方はちやうどございませぬが、今まで、この衆議院の特別委員会が各方面の参考人に来てもらいま

して話を聞いておるのでございませぬが、フィリピンばかりでなしに、ごくわずかの個所でございませぬけれども、今判明しておるところには、点々とわずかな人が残つておるといふやうな、そゝういふ状態のところを相当あるのではないか、こゝういふふうな想像される参考人の話も承わつておるのでございませぬが、これらの現地でいゝわゆる日本人の態度、その他につきましてもいろいろ研究をしております。承わるところによりますと、どうも確かに日本人であるが、本人は日本人であるといふことを認知されることを忌避していろいろ態度である、こゝういふやうなことで、現地に行きましても、早く言いますといふと、どうも今まで外におつた人が家の中に隠れてしまふ、こゝういふやうな態度になっておる方も相当あるやうでございませぬ、こゝういふやうな状態から、これらの、ごくわずかの地点でございませぬけれども、存在しているわずかの人を救出するこゝとは、これはいかなる方法を講じてやらなければならませぬけれども、非常にもむずかしい問題でございませぬ、いろいろ現地の大使館あるいは現地日本人などにもどういふ方法で救出したらいいかというこゝについて、参考人その他にもいろいろ聞くわけでございますが、そゝういふやうな事情で、今的確にこゝういふ方法でいゝ、こゝういふことについて結論は持つておりませぬけれども、山下委員と同じやうに、いかなるこゝういふ方法でも、こゝういふ人をつつ救出しなければならぬ、こゝういふやうな気持ちでございませぬ、いろいろ政府その他と、その手段方法について今研究をしておりますので

ございませぬが、氣持をいたしましては、山下委員と全く同じ気持ちであることを御承知願ひたいと思ひます。

○國務大臣(坂田道太君) たいだいま山下委員のお話でございませぬが、まことに一人といへども、二人といへども、日本人の地で戦地におつて歸られないといふ、こゝういふ事情は、われわれとしてあらゆる手段を講じてこれを救出しなければならぬといふことは山下委員と全く私同様に考えております。ただその問題につきましても、現在のところ、外務当局と交渉はいたしておりませぬ、まだ確実な情報を得ておりませぬ。もしできませぬならば、われわれの方であらゆる調査を行い、そゝういふ意思でありますならば、われわれの方でも大いに努力をして救出できるやうにいたしたいと、こゝういふふうで考えているやうな次第でございませぬ。

○政府委員(河野雄策君) ルバング島に日本の旧軍人がいるという情報は、いふぶ前からの話でございませぬ。これの救出につきましても、いろいろ外務省とも協力いたしまして手段を尽してきておるわけでございます。たとへば、数年前に家族等も現地に行つて呼びかけをいたしましたりあるいは飛行機からビラをまいて呼びかけをするといふやうな手段をとつて参つておるわけでありませぬ。先般——昨年でございませぬが、フィリピンに遺骨取集団が参りました際にも、飛行機からビラをまき、それから特に係官を残しまして山の中にも入らせまして、何らかの合図応答を確認したいといふことで努力をいたしたわけでございますが、ついに何らの連絡、手がかりが得られないで

むなしく歸つてきたやうな次第でございませぬ。その後も大使館にお願ひしていろいろ努力をいたしてもらつておるわけでございます。最近にもまたビラをまく手配をいたしておりませぬ。先ほどお話のございました殺傷行為を行つたのじやないかといふやうな情報もございませぬが、これは必ずしも情報通り信用していいかどうか、非常に疑問があるのではないかとこゝういふやうな考え方をいたしておりませぬが、いすれにいたしまして、そゝういふやうなうわさがある以上は、できるだけ手段を尽して、何らかの手がかりを得たいといふふうで考えておるわけでございます。ビラをまく一方、たとへば山の中に通信箱のやうなものでも置いて、向うが自由に何らか連絡する手段を提供しておくとこゝういふやうなこともあわせて考えたいといふふうで、いろいろ苦慮いたしておる次第でございませぬ。今後とも何とか手段を尽したいものと、かゝりやうに考えておるやうなもので、御了承いただきたいと思います。

○草葉隆園君 衆議院の海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会が、終戦後すでに十四年経過しました今日、なお、未帰還者の問題で留守家族も、また、私どもも日夜心配しております問題を、今回解決の一つとして本法案を御提出になりました御苦勞に對しましては、衷心より敬意を表す次第であります。これはなかなか留守家族もいろいろ割り切れない心持であつたのをいろいろ調整されまして、こゝまで持つておいでになつたこと御努力に對しまして深く感謝を申し上げます。

そこで、本法にいろいろあります未帰還者といふものの定義と申しまするか、内容、これが大へん大きく今後に響いてくると思ひます。未帰還者給与法第二条に、未帰還者とはこれこれとはつきり書いてある。本法すなわちこの未帰還者に関する特別措置法では第一条に「この法律は、未帰還者のうち、困がその状況に關し調査究明した結果、なおこれを明らかにすることができない者について、特別の措置を講ずる。」従つて、この未帰還者といふのは、ごく広い意味の未帰還者をさして、まあ社会通念から考へた未帰還者をさして言つておられるのじやないかと思ひます。ところが、本法第二条には、未帰還者留守家族等援護法を御引用になつて、第二条第一項、これはいゝわゆる未復員者と、特別な地域における未帰還者、これは具体的に申しますると、従来ありました特別未帰還者給与法、それを受けた未帰還者である。全般の未帰還者を含んでおらない。それからその内容におきましても、たとへば現地召集等は含んでおらない。未帰還者援護法の第二条のいう未帰還者といふのは限定されておる。こゝにある第一条の未帰還者といふのは、もつと広い意味を考へておられるのだと、そゝうして第二条の未帰還者、いゝわゆる未帰還者留守家族等援護法の未帰還者を中心にして、これに對しては民法の三十条にかかわらず、厚生大臣が請求することができぬ。その請求になつた者にはこれこれの弔慰金その他の方法を講ずる。これが大体本法の規定であります。そゝうすると、それ以外の未帰還者——留守家族等援護法の第二条にいう該当以外の地域にお

そこで、本法にいろいろあります未帰還者といふものの定義と申しまするか、内容、これが大へん大きく今後に響いてくると思ひます。未帰還者給与法第二条に、未帰還者とはこれこれとはつきり書いてある。本法すなわちこの未帰還者に関する特別措置法では第一条に「この法律は、未帰還者のうち、困がその状況に關し調査究明した結果、なおこれを明らかにすることができない者について、特別の措置を講ずる。」従つて、この未帰還者といふのは、ごく広い意味の未帰還者をさして、まあ社会通念から考へた未帰還者をさして言つておられるのじやないかと思ひます。ところが、本法第二条には、未帰還者留守家族等援護法を御引用になつて、第二条第一項、これはいゝわゆる未復員者と、特別な地域における未帰還者、これは具体的に申しますると、従来ありました特別未帰還者給与法、それを受けた未帰還者である。全般の未帰還者を含んでおらない。それからその内容におきましても、たとへば現地召集等は含んでおらない。未帰還者援護法の第二条のいう未帰還者といふのは限定されておる。こゝにある第一条の未帰還者といふのは、もつと広い意味を考へておられるのだと、そゝうして第二条の未帰還者、いゝわゆる未帰還者留守家族等援護法の未帰還者を中心にして、これに對しては民法の三十条にかかわらず、厚生大臣が請求することができぬ。その請求になつた者にはこれこれの弔慰金その他の方法を講ずる。これが大体本法の規定であります。そゝうすると、それ以外の未帰還者——留守家族等援護法の第二条にいう該当以外の地域にお

そこで、本法にいろいろあります未帰還者といふものの定義と申しまするか、内容、これが大へん大きく今後に響いてくると思ひます。未帰還者給与法第二条に、未帰還者とはこれこれとはつきり書いてある。本法すなわちこの未帰還者に関する特別措置法では第一条に「この法律は、未帰還者のうち、困がその状況に關し調査究明した結果、なおこれを明らかにすることができない者について、特別の措置を講ずる。」従つて、この未帰還者といふのは、ごく広い意味の未帰還者をさして、まあ社会通念から考へた未帰還者をさして言つておられるのじやないかと思ひます。ところが、本法第二条には、未帰還者留守家族等援護法を御引用になつて、第二条第一項、これはいゝわゆる未復員者と、特別な地域における未帰還者、これは具体的に申しますると、従来ありました特別未帰還者給与法、それを受けた未帰還者である。全般の未帰還者を含んでおらない。それからその内容におきましても、たとへば現地召集等は含んでおらない。未帰還者援護法の第二条のいう未帰還者といふのは限定されておる。こゝにある第一条の未帰還者といふのは、もつと広い意味を考へておられるのだと、そゝうして第二条の未帰還者、いゝわゆる未帰還者留守家族等援護法の未帰還者を中心にして、これに對しては民法の三十条にかかわらず、厚生大臣が請求することができぬ。その請求になつた者にはこれこれの弔慰金その他の方法を講ずる。これが大体本法の規定であります。そゝうすると、それ以外の未帰還者——留守家族等援護法の第二条にいう該当以外の地域にお

ける未帰還者をどうされるかという問題、あるいはまた、その中におけるこの本法にいう未帰還者以外の未帰還者に対しては、ここには載っておりませんから、これに対する立法的な考え方、それを伺いたい。

○衆議院議員(山下春江君) 草葉委員仰せの通りでございますが、その目的のところに示しますことは非常に広義に解されるのでございますが、法律の内容で扱っておりますものは、特別未帰還者の法律のワグ内の人を今回の法律で扱うこととございまして、しからば一体その目的の広義の未帰還者というものの処置、お言葉にありました現地召集等をどう扱うかということとございまして、起草小委員会におきましてはそれらの問題について非常に熱心に検討いたしましたけれども、本法案と同時にそれを扱いますことは、いろいろな問題で非常に扱いにくくなりますが、法的にも、扱い上からもございまして、本法案が成立いたしました後に、これらの問題が残された問題につきまして、また、私どもがこの問題の残した部分を御相談をして救済の方法を講じようというので、今回はそれはこの法律には加えなかつたのでございまして。

○草葉委員 それで、ただいまの御答弁によつてはつきりいたしました点は、いわゆる未帰還者留守家族等援護法に申します未帰還者あるいは本法の第一条にいう未帰還者、これが解釈が大へん違つておるが、その中で現地召集のものは別法でやる。さらに、ほかの法律で、衆議院の特別委員会を検討する準備をしておるといふことで、これは了承いたしました。どうぞその点も

あわせて一つお考えを願いたい。その場合に、この未帰還者留守家族等援護法の区域を限定いたしております。つまり朝鮮でありましたら三十八度以北、満州、関東州、中国本土、従つて、南方諸島というものは当時わざと入れなかつた、これもいろいろな状態であつて、いわゆる抑留という形のものだけをとつて参つたわけでありまして。だから、その後は必ずしもそうじゃないよりの状態もままあるのです。こういう点に對しては一つ御検討をされるように、現地召集以外においても御検討いただくことが妥当ではないかと思ひます。私には了承いたしましたと思ひます。

○理事(木下友敬君) 本案に對する本日質疑はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(木下友敬君) 御異議ないと認めます。

○理事(木下友敬君) 次に、社会福祉事業法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を願ひます。

○国務大臣(坂田道太君) ただいま議題となつた社会福祉事業法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、精神薄弱者援護施設を經營する事業を第一種社会福祉事業に加ふることをその内容とするものであります。

精神薄弱者福祉施設は、従来児童福祉法により十八才未満の精神薄弱児童を対象とする収容施設及び通園施設を設置し、その保護と更生援護を行なつ

てきたのでありますが、昭和三十四年度予算案において、新たに十八才以上の精神薄弱者を対象とする公立施設に對して同庫補助の道が開かれることとなり、これを機会に成人の精神薄弱者に対する福祉施設を強力に推進していく所存であります。そのためには、すでに第一種社会福祉事業とされてい

る精神薄弱児童施設を經營する事業、精神薄弱児童通園施設を經營する事業と並びまして、十八才以上の精神薄弱者を収容しその保護と更生援護を行う精神薄弱者援護施設を經營する事業を第一種社会福祉事業に加え、これを法の規制のもとに置いて、健全な運営と発展をはかるための指導、監督及び助成を行う必要があると考ふる次第であります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○理事(木下友敬君) 本案に關する質疑は次会以後にいたしたいと存じます。御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(木下友敬君) 御異議ないと認めます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(木下友敬君) 速記をつけて。本日はこれにて散会いたします。

午後零時一分散会

二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の十五の次に次の一条を加ふる。

第二十一条の十六 都道府県知事は、骨関節結核にかかつている児童に對し、療養にあわせて学習の援助を行うため、これを病院に入

院させて療育の給付を行うことができる。

療育の給付は、次のとおりとする。

この場合において、第一号の医療に係る給付に關しては、第二十一条の十二第三項の規定を準用する。

一 医療

二 学習に必要な物品の支給

前項第一号の医療に係る療育の給付は、厚生大臣が次項の規定により指定する病院(以下「指定療育機関」という。)に委託して行うものとする。

厚生大臣は、国が開設した病院については主務大臣の同意を得て、その他の病院については開設者の同意を得て、第二項第一号の医療を担当させる機関を指定する。

前項の指定は、政令で定める基準に適合する病院について行うものとする。

第二十一条の五第二項から第四項まで及び第二十一条の六の規定は、指定療育機関について、第二

十一条の七から第二十一条の九までの規定は、第二項第一号の医療に係る療育の給付について準用する。この場合において、第二十一条の五第三項及び第二十一条の六中「養育医療」とあるのは「第二十一条の十六第二項第一号及び第二十一条の九第二項中「都道府県又は保健所を設置する市」とあるのは「都道府県」と読み替へるものとする。

厚生大臣は、指定療育機関が第五項の規定に基く政令で定める基準に該当しなくなつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合においては、第二十一条の五第四項の規定を準用する。

第五十条第五号の三の次に次の一号を加ふる。

五の四 第二十一条の十六の措置に要する費用

第五十六条第一項中「第五十条第五号の三」を「第五十条第五号の二」に規定する費用については、養育医療の給付を行つた場合における当該措置に要する費用、同条第五号の三に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第五号中「及び育成医療」を、「育成医療及び同法第二十一条の十六第二項第一号の医療」に改める。

七

3 (結核予防法の一部改正)
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項中「結核患者が、」の下に「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の規定による療育の給付又は」を加え、「同法」を「これらの法律」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

4 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の八第三項(同法第二十一条の十二第五項)において準用する場合を含む。」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の八第三項(同法第二十一条の十二第五項及び第二十一条の十六第六項)において準用する場合を含む。」に「児童福祉法第二十一条の八第四項(同法第二十一条の十二第五項)において準用する場合を含む。」を「児童福祉法第二十一条の八第四項(同法第二十一条の十二第五項及び第二十一条の十六第六項)において準用する場合を含む。」に改める。

第十四条の三第三項中「第十三条第二項の規定において」を「指定医療機関」を「当該医療機関」に改める。

5 (地方財政法の一部改正)
地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第八号中「及び身体障害児」を「身体障害児及び骨関節結核にかかっている児童」に改める。

6 (地方税法の一部改正)
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書及び第七十二条の十七第一項ただし書中「若しくは医療の給付」を「療育の給付若しくは医療の給付」に改める。

7 (租税特別措置法の一部改正)
租税特別措置法(昭和三十三年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「又は医療の給付」を「療育の給付又は医療の給付」に改める。

二月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案(藤田藤太郎君外十三名発議)

公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案

改正
第一条 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七

号)の一部を次のように改正する。
第四条第三項を削る。

(地方公営企業労働関係法の一部改正)
第二条 地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項を削る。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

二月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、南方同胞援護会法の一部を改正する法律案

南方同胞援護会法の一部を改正する法律案

南方同胞援護会法(昭和三十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

附則中第十七項を第十八項とし、第十二項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の一項を加える。

(業務に関する暫定措置)
12 援護会は、自分の間、第二十条に掲げる業務のほか、政令で定める北方の地域に関し、同条に掲げる種類の業務を行うことができ

る。

附則
この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。